

## ご質問

駐日パラオ共和国大使館 御中

津田哲也 (ジャーナリスト)

電話・FAX : 03-3355-6901

携帯 : 090-3337-4640

■■■■ (講談社「フライデー」編集部)

電話 : 03-3943-2500

小誌「フライデー」は、増田俊男氏とサンラワールド株式会社 (江尻眞理子社長) が、2001年貴国に開設した「サンラ国際信託銀行」(Sunra International Bank & Trust Corporation) および「パラオ・ゴルフ・インク」(Palau Golf Inc) に関する取材をいたしております。

つきましては、以下の6点につきまして、ご回答いただきたくお願い申し上げます。

1. サンラ国際信託銀行は、2005年1月6日をもって、貴国政府より銀行営業免許を取り消されたと拝承しています。営業免許取り消しについては、“violation of Section 36(a)(1) and Section 36(b) of the Financial Section Act”との報道がありましたが、具体的な違反の内容と取り消しの理由を教えてください。
2. サンラワールドは、不特定多数の一般投資家から資金を預かるため法的資格を取得していないにもかかわらず、日本国内でサンラ国際信託銀行への出資と預金の名目で、多額の投資金を集めました。これは日本の法令(出資法など)に違反します。貴国内に設立された銀行が、違法性の疑われる資金集めに使われた事実に関し、パラオ政府としてどのようにお考えですか。
3. サンラワールドは、パラオ国民からも投資金を集めていたとの情報もあります。その事実の有無と実態について、貴国が把握されている範囲でお教えてください。
4. 今年7月、サンラワールドは日本の投資家に対し、サンラ国際信託銀行の営

業許可が取り消された事実を伏せたまま、このような発表を行いました。「サンラ国際信託銀行は、パラオ政府の許可が下り次第、ライセンスを第三者に譲渡することにした。6年間にわたるパラオでの経験から、あまりにもカントリーリスクが多いことが分かったための決断です」この発表にありますように、サンラワールドは貴国政府に対して、サンラ国際信託銀行の売却許可を願っているのですか。また、すでに具体的な売却の予定があるようでしたら、お教え願います。

5. サンラワールドは、サンラ国際信託銀行に集めた資金を米国ハワイでの融資に回していたようです。ところが、2003年11月には「パラオ共和国第二のPacific Saving Bank(PSB)を通じて、パラオ政府の公務員に貸し付け、毎月の給料から天引きで返済される(中略)パラオの国民のためにも是非ご検討ください」などという名目で「定期預金」200万ドル(支払い金利: 年利9%)が募集されていました。サンラ国際信託銀行からの資金が、貴国政府公務員に貸し付けられたのは事実でしょうか。
6. サンラがゴルフ場開発のために設立した「パラオ・ゴルフ・インク」に対して、本当に開発許可が下りていたのでしょうか。

以上の各事項につきまして、10月3日(火曜)までに電話またはファクシミリにて、取材担当の津田哲也までご回答いただければ幸いです。

2006/10/01



## Embassy of the Republic of Palau

201 Pao Crisal, 1-1, Kazumachi, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0001, Japan • PHONE 03-3354-5500 • FAX 03-3354-5200

NO/MIS/081006

平成 18 年 10 月 6 日

「フライデー」

ジャーナリスト 津田 哲也 様

FAX: 3 3 5 5 - 6 9 0 1

在京パラオ共和国大使館

野原



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

1日付、貴 FAX（「サンラ国際信託銀行」及び「パラオ・ゴルフ・インク」についての取材）に関しまして、内容がわからないため当館では正式に回答することができませんので、パラオ国務省外務局に英文にて問い合わせただければ幸いです。なお、外務局の連絡先は以下のとおりでございます。

TEL: +680-488-2408/3681/2490

FAX: +680-488-3680

E-mail: bfa@palaunet.com

よろしくお願ひ致します。

敬具